

テンパール工業 グリーン調達ガイドライン

2025年2月（第2版）

テンパール工業株式会社

目 次

はじめに

1. 弊社の環境方針

2. グリーン調達ガイドラインについて

2.1 目的

2.2 適用範囲

2.3 グリーン調達の原則

3. 調達品の含有禁止物質および管理対象物質

3.1 法令で定められた使用禁止化学物質

3.2 弊社指定の製品含有管理対象物質

4. お取引先様へのお願い

<付表 1> 法令で定められた使用禁止化学物質

<付表 2> 弊社指定の含有禁止物質

<付表 3> 弊社指定の管理対象物質

【改訂履歴】

はじめに

弊社は、「電気と暮らしを安全につなぎ続ける」ことを社会的使命として、「持続的な企業価値の向上を目指す社会的要請への対応」の取り組みを通じ、地球と人にやさしい企業であり続けます。

グリーン調達ガイドラインに基づく調達活動を推進し、地球環境保全に対する社会的責任を果たすため、お取引先様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 弊社の環境方針

当社は、漏電遮断器、配線用遮断器、分電盤、計測器などを開発・製造・販売するにあたり、地球環境の保全を経営の重要課題の一つと認識し、環境と調和し環境保護に配慮した企業活動を行い、持続的発展が可能な社会の実現を目指します。

〔方針〕

『環境に貢献する新たな価値をつくり出し、美しい地球を次世代につなぐ』

1. 環境に関する法令、条例、協定などを順守する。
2. 環境目標を定め、これを定期的に見直すなど環境マネジメントシステムの継続的向上をはかり、環境負荷の低減に努める。
3. 教育・訓練を実施し、環境意識の高揚に努める。
4. 気候変動が関連する課題について、緩和と適応の対策を推進し、CO2 を削減することで、地球温暖化抑制に積極的に貢献する。
5. 製品やサービスの調達にあたっては、環境への負荷ができる限り少ないものを選択する「グリーン調達」「グリーン購入」を推進する。
6. 環境配慮型の製品開発を推進する。
7. 省エネルギー活動を推進する。
8. 省資源活動の実践による廃棄物の発生抑制(リデュース)を第一に、再利用(リユース)、再資源化(リサイクル)の3R対策を通し、ゼロエミッションを推進する。
9. この環境方針は、文書により役員を含む全社員に周知するとともに、社外にも公開する。

2. グリーン調達ガイドラインについて

2.1 目的

このグリーン調達ガイドラインは、地球環境保全に対する社会的責任を果たすために、弊社の基本的な考え方や、お取引先様にお願いする具体的内容について示します。

環境に配慮した製品づくりのために環境負荷の少ない資材の調達を図り、地球環境保護に貢献します。

2.2 適用範囲

弊社の製品を構成する原材料、部品、製品、機器等の調達品、製造委託、加工委託等の外注品を対象とし、製造工程で使用する原材料、部品等に残留する可能性のある物質を含有する補助材料（副資材）を含みます。

2.3 グリーン調達の原則

弊社は、以下について調査を行い、総合的に評価し、評価の高いお取引先様とのお取引きを優先します。

(1) お取引先様の環境保全への取組み

お取引先様ごと（事業所単位になることがあります）に「取引先環境評価質問表」での調査を実施します。

ISO14001の認証取得、またはエコアクション21などの第三者認証の取得に取り組むことが難しい場合でも、以下4項目の取組みの実施をお願いいたします。

- (a) 環境保全に対する方針や目標達成に向けた計画の策定
- (b) 環境関連法規制を遵守する仕組みづくり
- (c) 従業員（派遣社員を含む）に対する教育
- (d) 環境に配慮した製品作り

(2) 調達品の含有化学物質に関する情報

弊社に納入していただく調達品について、化学物質の含有の有無と含有量等の最新状況を把握するため、化学物質（群）の含有状況を調査しますので、納入品ごとの含有化学物質に関する情報を次の調査フォーマットにて報告をお願いします。

- chemSHERPA-AI
- chemSHERPA-CI

アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）：<https://chemsherpa.net/>

chemSHERPA：経済産業省主導で作成された製品含有化学物質の情報伝達スキーム

chemSHERPA-AI は成形品に含有する化学物質、

chemSHERPA-CI は化学品に含有する化学物質を扱う

chemSHERPAの成分情報は原則、構成材質毎の含有率が100%となるように記載し、chemSHERPA製品含有化学物質情報の利用ルールに基づき管理対象物質をできる限りの開示にご協力ください。

chemSHERPAで確認の結果、3.2の対象でない場合でも閾値を超える含有があった場合は、必要により確認をお願いする場合があります。

3. 調達品の含有禁止物質および管理対象物質

弊社に納入していただく調達品については、以下に定める化学物質の含有の有無と含有量等の最新状況を把握していただきますようご協力をお願いいたします。なお、本リスト（付表 1、2、3）は法規制、社会的動向の変化により改定する場合があります。

3.1 法令で定められた使用禁止化学物質＜付表 1＞

- (1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の第一種特定化学物質
- (2) 労働安全衛生法（安衛法）の製造禁止物質
- (3) 毒物及び劇物取締法（毒劇法）の特定毒物

3.2 弊社指定の製品含有管理対象物質

調査対象品中に使用が確認された場合には、代替化の推進をお願いいたします。

(1) 含有禁止物質＜付表2＞

調達品への含有を禁止する化学物質

国内外の法規制で製品への使用が、原則的に禁止あるいは含有濃度の上限が定められている化学物質

(2) 管理対象物質＜付表 3＞

意図的な使用を制限するものではなく、使用実態を把握し適切な管理が要求されている化学物質
または、法規制の改正により、今後の含有禁止物質となることが決定している化学物質

4. お取引先様へのお願い

(1) 製品含有化学物質調査への対応

製品に含有する有害な化学物質は、我々の健康への直接的な影響の低減、廃棄に至るまでのライフサイクル全体を視野に入れた環境負荷の低減などを目的に、国内外において規制が強化されています。

弊社としても、お客様の要請に応えるために、製品含有化学物質管理を推進し、情報の管理に努めて参りますので、調達品における含有化学物質の調査とその維持管理および変化点管理に基づく情報提供のご協力をお願いいたします。

(2) 貴社サプライチェーンへのご協力をお願い

製品含有化学物質の管理は、サプライチェーン全体で実践される必要があります。

皆様の調達取引先様についても、本ガイドラインをご理解いただき、サプライチェーン全てで製品含有化学物質管理を推進し、情報伝達ツールchemSHERPAの適正な運用をお願いいたします。

<付表1>法令で定められた使用禁止化学物質

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）第一種特定化学物質

	物質群
1	ポリ塩化ビフェニル
2	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）
3	ヘキサクロロベンゼン
4	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名アルドリン）
5	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名ディルドリン）
6	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名エンドリン）
7	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（4-クロロフェニル）エタン（別名DDT）
8	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル）
9	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド
10	N, N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン
11	2, 4, 6-トリ-ターシャリーブチルフェノール
12	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ〔2, 2, 1〕ヘプタン（別名トキサフェン）
13	ドデカクロロペンタシクロ〔5, 3, 0, 0（2, 6）, 0（3, 9）, 0（4, 8）〕デカン（別名マイレックス）
14	2, 2, 2-トリクロロ-1-（2-クロロフェニル）-1-（4-クロロフェニル）エタノール又は2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス（4-クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又はジコホル）
15	ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン
16	2-（2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール
17	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）又はその塩
18	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）＝フルオリド（別名PFOSF）
19	ペンタクロロベンゼン
20	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名α-ヘキサクロロシクロヘキサン）

<付表1>法令で定められた使用禁止化学物質

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）第一種特定化学物質

	物質群
21	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名β-ヘキサクロロシクロヘキサン)
22	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)
23	デカクロロペンタシクロ [5, 3, 0, 0 (2, 6), 0 (3, 9), 0 (4, 8)] デカン-5-オン (別名クロルデコン)
24	ヘキサブプロモビフェニル
25	テトラブプロモ (フェノキシベンゼン) (別名テトラブプロモジフェニルエーテル)
26	ペンタブプロモ (フェノキシベンゼン) (別名ペンタブプロモジフェニルエーテル)
27	ヘキサブプロモ (フェノキシベンゼン) (別名ヘキサブプロモジフェニルエーテル)
28	ヘプタブプロモ (フェノキシベンゼン) (別名ヘプタブプロモジフェニルエーテル)
29	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジ オキサチエピン=3-オキシド (別名エンドスルファン又はベンゾエピン)
30	ヘキサブプロモシクロデカン
31	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル
32	ポリ塩化直鎖パラフィン (炭素数が10から13までのものであつて、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)
33	1, 1'-オキシビス (2, 3, 4, 5, 6-ペンタブプロモベンゼン) (別名デカブプロモジフェニルエーテル)
34	ペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA) 若しくはペルフルオロアルカン酸 (構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。) 又はこれらの塩
35	ペルフルオロオクタン酸関連物質 ※1
36	ペルフルオロ (ヘキサン-1-スルホン酸) (別名PFHxS) 若しくはペルフルオロ (アルカンスルホン酸) (構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。) 又はこれらの塩
37	2- (2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4, 6-ジターシャリーベンチルフェノール (別名UV-328)
38	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス (メトキシフェニル) エタン (別名メトキシクロル)
39	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 1 1, 12, 12a-ドデカヒドロー1, 4:7, 10-ジメタノジベンゾ [a, e] [8] アンヌレン (別名デクロランプラス)

※1 No. 35 (政令番号35) の政令番号の細分の名称又は省令名称については、経済産業省の示すとおりとする

＜付表1＞法令で定められた使用禁止化学物質

労働安全衛生法 製造禁止物質

	物質群	閾値レベル
1	黄りんマッチ	
2	ベンジジン及びその塩	成形品中の1wt%
3	4-アミノ ビフェニル及びその塩	成形品中の1wt%
4	石綿（以下のイ～ハは除く） イ 石綿の分析のための試料の用に供される石綿 ロ 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿 ハ イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿	成形品中の0.1wt%
5	4-ニトロジフェニル及びその塩	成形品中の1wt%
6	ビス(クロロメチル)エーテル	成形品中の1wt%
7	β-ナフチルアミン及びその塩	成形品中の1wt%
8	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む)の5%を超えるもの	
9	2、3若しくは5から7までに掲げる物をその重量の1%を超えて含有し、又は4に掲げる物をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物	

毒物及び劇物取締法 特定毒物

	物質群
1	オクタメチルピロホスホルアミド
2	四アルキル鉛
3	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
4	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト
5	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイト
6	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
7	テトラエチルピロホスフェイト
8	モノフルオール酢酸
9	モノフルオール酢酸アミド
10	1～9を含有する製剤

<付表2> 弊社指定の含有禁止物質

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法） オゾン層破壊物質

	物質群	閾値レベル
1	付属書A (CFCs、ハロン)	全廃
2	付属書B (その他のCFCs、四塩化炭素等、1,1,1-トリクロロエタン)	
3	付属書C (HCFCs、HBFCs、ブロモクロロメタン)	
4	付属書E (臭化メチル)	
5	付属書F (HFCs)	意図的使用禁止

EU RoHS規制

	物質群	閾値レベル
1	カドミウム／カドミウム化合物	均質材料中に 100ppm (0.01%)
2	六価クロム／六価クロム化合物	均質材料中に 1000ppm (0.1%)
3	鉛／鉛化合物	均質材料中に 1000ppm (0.1%) 電線・コード類の被覆中に 300ppm (0.03%)
4	水銀／水銀化合物	均質材料中に 1000ppm (0.1%)
5	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	均質材料中に 1000ppm (0.1%)
6	ポリ臭化ビフェニルエーテル類 (PBDE 類)	均質材料中に 1000ppm (0.1%)
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	均質材料中に 1000ppm (0.1%)
8	フタル酸ジブチル (DBP)	均質材料中に 1000ppm (0.1%)
9	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	均質材料中に 1000ppm (0.1%)
10	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	均質材料中に 1000ppm (0.1%)

※閾値レベルにR o H S 指令適用除外事項は除く

＜付表3＞弊社指定の管理対象物質

	物質群	閾値レベル	主な環境法令
1	赤リン	意図的使用	—
2	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP (3:1))	意図的使用	TSCA規制
3	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	成形品中の1wt%	TSCA規制
4	長鎖ペルフルオロカルボン酸 (LC-PFCA) とその塩及びLC-PFCA関連物質 (炭素数9から21)	意図的使用	REACH規則 Annex XVII
5	欠番		
6	欠番		
7	中鎖塩素化パラフィン (MCCP) (炭素数14～17で塩素化率45重量%以上のもの) 0.1wt%	意図的使用	REACH規則SVHC
8	りん酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	意図的使用	REACH規則SVHC
9	2,3-ジブロモ-1-プロパノール	意図的使用	REACH規則SVHC
10	ジブロモネオペンチルグリコール	意図的使用	REACH規則SVHC
11	テトラブロモビスフェノールA (TBBPA) 0.1wt%	意図的使用	TSCA規制

【改訂履歴】

制 定 2024年 5月（第1版）

改 定 2025年 2月（第2版）

- ・ 環境方針の変更

<付表1> 法令で定められた使用禁止化学物質 化審法第一種特定化学物質

- ・ 変更 35（名称変更）

- ・ 追加 37、38、39

<付表3> 弊社指定の管理対象物質

- ・ 欠番 5、6（化審法第一種特定化学物質へ追加）

- ・ 変更 4（名称変更）

- ・ 追加 7、8、9、10、11